

災害に備えて今、準備できること

市総合防災訓練

災害はいつどのように発生するかわかりません。

いざというときの避難場所、非常用持出品など、家族で確認し、積極的に訓練に参加しましょう。

◆市総合防災訓練

日時：9月30日(日) 7時～

※雨天中止の場合は、6時に防災行政無線で周知

会場：八日市場第二中、八日市場小、豊栄小、須賀小、匝瑳小、豊和小、吉田小、平和小、椿海小、共興小、野田小、栄小、旧飯高小、野栄総合支所および生涯学習センターの市内15か所

内容：東日本大震災を教訓とした津波避難訓練や、自主防

災組織による消火訓練など

◆家族で防災対策

地震、台風などの自然災害で被害が大きい場合は行政機関(自治体、警察、消防など)による救援活動も難しくなります。この防災訓練を機会に家族で避難方法などを確認しておきましょう。

避難・連絡方法を確認：避難場所、避難方法、家族間での連絡方法を確認しましょう。

また、職場や学校など、自宅から離れた場所にいるときの**非常用持出品、備蓄品を確認**：必要な物をリュックなどにまとめて持ち出せるように準備し、3日分程度の食料と飲



料水を確保しておく、携帯型ラジオなど情報入手できるものを準備しましょう。

処方せん薬などを確認：普段から薬を常用している人、アレルギー体質の人は、その薬剤名などわかる処方せんなどをコピーしておきましょう。

戸別受信機を確認：災害に関する情報は、防災行政無線でお知らせします。乾電池(寿命は約1年)を確認し、定時放送が聞こえない場合などは、お問い合わせください。

問総務課消防防災班

☎73・0084

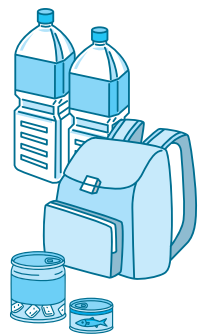
防災まめ知識

〜非常食〜

皆さんは、非常食や備蓄食料をどのように管理していますか。非常食に適しているのは長期保存可能な缶詰や乾パン、備蓄食料にはフリーズドライ食品やレトルト食品などです。現在はパンの缶詰などいろいろなものが販売されています。しかし、数年で賞味期限になってしまいます。そこで、非常食全体を3つに分けて管理することをお勧めします。

また、買い替えた非常食などを家族で食べて、どんな食品が非常食として適しているかを話し合ったり、備蓄食料の食べ方を実施するなどをいう日「非常食の日」を決めてみてはいかがですか。その日に、非常用持出品などの確認を行うと期限切れで困ることがなくなります。

いざというときのために準備してみたいですか。



地震に強いまちづくり

ご利用ください耐震補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断や、耐震診断に基づく耐震改修に対して補助制度があります。耐震診断は4万円を上限に診断費の2分の1を、耐震改修は40万円を上限に工事費の3分の1を補助します。なお、診断および工事前市へ申請が必要です。

問都市整備課管理班

☎73・0091

知っていますか「171」

災害用伝言ダイヤル

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、「171」の番号にダイヤルすると、自身の安否情報や伝言など登録再生できるサービスです。

◆伝言の登録方法

- ①電話で「171」をダイヤル
- ②ガイダンスに従い、「1」をダイヤル
- ③自宅の市外局番から電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従いメッセージを録音します。

◆伝言の再生方法

- ①電話で「171」をダイヤル
- ②ガイダンスに従い、「2」をダイヤル
- ③確認したい相手の市外局番からの電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い再生します。

メッセージ…録音時間は1件30秒、最大10件、保存期間は録音から48時間

体験利用…毎月1日、15日

市が情報提供します

空き家バンクに登録しませんか

市では、空き家の有効活用を通して、移住および定住の促進による地域の活性化を図る「空き家バンク」事業を立ち上げました。

「空き家を誰かに売りたい、貸したい」などと考えている空き家所有者の皆さん、「匝瑳市へ移り住んで定住したい」などと考えている空き家利用希望者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。実際の契約交渉などの仲介は、市と協定を締結した市内宅地建物取引業者が行いますので安心です。

◆空き家バンクとは
空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して、市が提供する制度のことです。
空き家とは、個人が匝瑳市の区域内に所有し、かつ、現に居住していないまたは近く居住しなくなる建物およびその敷地のことをいいます。ただし、分譲住宅、賃貸住宅その他の匝瑳市空き家バンク実

施要綱以外による売却または賃貸を目的とした建物およびその敷地を除きます。

◆空き家バンクに登録できる物件の登録：空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却または賃貸を行うことができる人。
利用の登録：空き家に定住し、または定期的に滞在して、匝瑳市の自然環境、生活文化などに對する理解を深め、地域住民と協働して生活できる人。

◆空き家バンクの利用手順
まずは登録が必要です。次の書類に必要事項を記入の上、企画課まちづくり戦略室まで提出してください。申込書の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

【空き家所有者（売り手、貸し手）】
① 空き家バンク物件登録申込書
② 空き家バンク物件登録カード
③ 同意書
【空き家利用希望者（買い手、借り手）】
① 空き家バンク利用登録申込書
② 誓約書



◆契約方法

市は、空き家に関する情報提供のみを行い、空き家の売買または賃貸借の交渉・契約などについては、市と協定を締結した市内宅地建物取引業者に仲介を依頼します。なお、業者の仲介により契約が成立した場合には、宅地建物取引業法第46条第1項の規定による報酬（仲介手数料）が必要になります。

◆その他

制度の詳細については、市ホームページまたは左記までお問い合わせください。

◆企画課まちづくり戦略室

☎ 73・0081

再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置が受けられます

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定買取制度」が開始されました。

本制度により買い取りに要した費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、平成24年8月分の電気料金から電気料金の一部として電気を利用する皆様に負担していただくこととなっていますが、東日本大震災で著しい被害を受けた人については、一定の期間、賦課金の支払いが免除される減免措置があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

☎ 東京電力株式会社千葉カスタマーセンター ☎ 0120-99-5552 月～金曜日 9時～19時、土曜日 9時～18時（休・祝日を除く）

事前にご相談を

土地の埋め立てには許可が必要

有害物質を含む建設残土などによる土壌汚染および崩落や流出といった災害の発生を未然に防ぐため、一定の面積を超える土地の埋め立て、盛土、たい積行為については、

条例により市長または県知事の許可が必要ですので、事前にご相談ください（農地に山砂を入れる場合でも、一部を除き許可の対象となります）。

◆許可申請先
市長：埋め立てなどの面積が500㎡以上3,000㎡未満
県知事：埋め立てなどの面積が3,000㎡以上

埋め立てなどにより土壌汚染または災害が発生する恐れが生じたときには、事業者はもとより土地所有者の責任により土砂などの撤去や災害発生の防止のための措置が必要になります。埋め立てなどを行う者に土地を提供しようとするときは、事業が計画通りに進んでいるか、管理上問題ないかを確認するなど、土地の管理を適正に行いましょう。

◆環境生活課環境班

☎ 73・0088